

電気自動車（E V）の貸出に関する利用案内

訓子府町では、電気自動車（E V）の普及啓発や、脱炭素化に関する理解を深めていただくことを目的に、公用車として導入したE Vについて、閉庁日に個人及び団体等に貸出します。

（１） 貸出対象者

■ 町民、移住体験者及び団体等

（２） 貸出に関する要件等

■ E Vの使用目的が次に該当する場合に貸し出します。

- ・町民及び移住体験者の移動手段としての活用に供するとき。
- ・イベント等での活用に供するとき。
- ・その他町長が特に必要と認めるとき。

■ E Vの使用が次のいずれかに該当するときは貸出しできません。

- ・使用目的が、営利、宗教及び政治活動としているとき。
- ・訓子府町暴力団排除条例（平成 25 年訓子府町条例第 3 号）第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号に規定するものが使用するとき。
- ・その他町長が適当でないと認めるとき。

（３） 貸出期間

■ 土・日・祝日などの閉庁日の 1 日以内（年末年始における閉庁日及び大型連休は除く）

※町の使用予定と重複した場合は、町での使用を優先します。

（４） 使用料

■ 無料

※町車庫以外の充電設備での充電は自己負担となります。

（５） 貸出車両

<EV>



スズキ自動車 eビターラ Z 4WD
(ZAA-PB3AS)

※ 一充電走行距離約 400km(参考値)

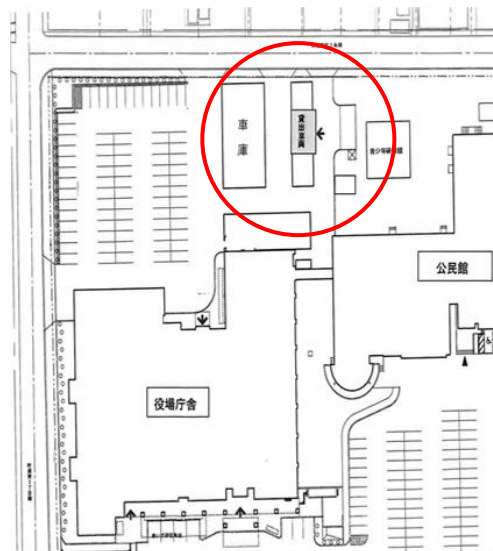
(6) 貸出・返却の場所及び時間

■ 貸出・返却場所：訓子府町役場車庫

■ 貸出・返却時間：午前 9 時 30 分～午後 4 時

※イベント等で使用する場合の E V の運搬（運転）は、借受者で対応願います。

※借りに来る時間、返却の時間は厳守をお願いします。（時間が変更になる場合は事前に連絡をお願いします。電話：0157-47-2111）



(7) 貸出から返却までの流れ



(8)

自動車保険（任意保険）の扱い

- ① 貸出車両は、町が自動車保険（一般用総合自動車保険（A A I））に加入しています。
 - ・対人賠償、対物賠償：無制限
 - ・車両保険 ：車両見積額を限度
- ② 万が一、事故があった場合には、基本的には町が契約する自動車保険で対応しますが、**補償限度額を超える損害、保険金が支払われない損害並びに代替車を借上げた場合の借上料については、全て運転者の負担**となります。（ロードサービスについては、リーフレットを確認ください。）

(9)

利用上の注意事項

- ① 道路交通法等交通法規を遵守し、安全運転に努めてください。
- ② 車両の又貸しや目的外の使用はしないでください。
- ③ 交通事故があった際は、別途配布する事故対応フローチャートに従ってください。
当事者だけでの示談は厳禁とします。
- ④ 車内での喫煙は絶対にしないでください。また、ペットの同乗は不可です。
- ⑤ 車内の汚れ、ゴミについては清掃のうえ、返却願います。
- ⑥ 返却時間は厳守願います。



< 申込み・問い合わせ先 >

【受付時間】平日：8 時 45 分～17 時 30 分

〒099-1432 北海道常呂郡訓子府町東町 398 番地

訓子府町 住宅施設課 公共施設管理係

(TEL) 0157-47-2117 (FAX) 0157-47-2600 (e-mail) jyutaku@town.kunneppu.hokkaidou.jp